

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表六の表一の項中「の書換え交付」を「の書換え交付」に、「種畜証明書書換え交付手数料」を「種畜証明書書換交付手数料」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「第三十二条」を「第二十三条」に、「の書換え交付」を「の書換交付」に、「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換交付手数料」に改め、同項を同表四の項とし、同表六の項中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同項を同表五の項とし、同表に次のように加える。

| | | | |
|--|-------------------------|--------------|--------------|
| <p>六 法第二十四条に規定する家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査</p> | <p>家畜人工授精所開設許可申請手数料</p> | <p>一件につき</p> | <p>五、七〇〇</p> |
|--|-------------------------|--------------|--------------|

別表七の表一の項第二号中「結核病検査」を「結核検査」に改め、同項第三号中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同表四の項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表七の表一の項の改正規定 公布の日
- 二 別表七の表四の項の改正規定 令和三年四月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行の日

提 案 説 明

家畜改良増殖法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。